

株主各位

第37期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

●事業報告

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針

●連結計算書類 連結注記表

●計算書類 個別注記表

事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

(<http://www.almedio.co.jp/>)

2017年6月9日

株式会社 アルメディアオ

1. 新株予約権等の状況

- ① 当該事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する事項
当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	2,865個	286,500株	1個当たり501円	1株当たり147円	(注1)	平成27年5月22日から平成31年5月21日まで

(注1) 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、平成27年3月期、平成28年3月期の各事業年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a)平成27年3月期の営業利益が黒字化達成の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を平成27年5月22日から平成31年5月21日までの期間に行使することができる。
 - (b)平成28年3月期の営業利益が1.6億円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を平成28年5月22日から平成31年5月21日までの期間に行使することができる。
2. 新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値の1週間（当日を含む直近の5本邦営業日）の単純平均株価が、行使価額に対し、割当日から平成31年5月21日までの期間について行使価額の60%（1円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記1の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。
3. 本新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を継承し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は取締役会が認めた場合とする。
 5. 本新株予約権発行時において外部協力者であった新株予約権者は本新株予約権の権利行使時においても、当社との間で協力関係があることを要する。ただし、協力関係がなくなった場合でも取締役会が業務提携の実績を認めた場合は、この限りではない。
 6. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 7. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注2) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
- (注3) 平成26年4月30日にその実施を決議したライツ・オフERING(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て。以下、「本件ライツ・オフERING」といいます。)での権利行使結果により新株式(3,967,316株)を発行したことに伴い、平成27年3月18日開催の取締役会において、当社が平成25年11月21日に発行を決議しました新株予約権(有償ストック・オプション)の1株あたりの行使価額について、下記のとおり調整することを決議いたしました。

調整後1株当たり 行使価額	調整前1株当たり 行使価額
147円	176円

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、企業価値の向上と持続的な発展を図るため、経営の健全性と透明性の確保といったコーポレート・ガバナンスの基本原則に則り、経営体制や制度等を整備すると共に、コンプライアンス体制の整備などに取り組んでまいります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人が企業活動に関連する法令及び定款を遵守して職務を遂行するため、総務部を主管としたコンプライアンス規程に従って対応する。

イ. コンプライアンス規程の実効をあらしめるために、当社の取締役及び使用人に企業行動憲章違反または法令違反の疑義がある不正行為等発見した場合は、社内通報規程に基づき、企業倫理相談窓口を通じて取締役会等に報告する体制とする。通報等の行為を理由として通報者に対する不利益な取り扱いを行わない。

ロ. 内部統制委員会を設置しコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。本委員会の主管は、企画部とする。

ハ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わらない旨を、当社の内部統制の基本方針や経営統制環境について体系的にまとめ策定した内部統制システム文書の中（行動憲章）で定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底するとともに、事態発生の場合は、警察や法律家等の支援を得て組織的に毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するため、決裁申請規程と文書管理規程に基づく業務運営を周知徹底させるとともに、必要に応じて更なる整備を進める。

また、情報の管理に関しては、情報管理規程、情報システム管理規程、顧客情報漏洩防止規程、個人情報保護基本規程、特定個人情報取扱規程に従って対応する。

イ. 決裁申請規程の運営は、企画部が主管する。

ロ. 文書管理規程の運営は、総務部が主管する。

ハ. 情報管理規程の運営は、総務部が主管する。

ニ. 情報システム管理規程の運営は、総務部が主管する。

ホ. 顧客情報漏洩防止規程の運営は、総務部が主管する。

ヘ. 個人情報保護基本規程の運営は、総務部が主管する。

ト. 特定個人情報取扱規程の運営は、総務部が主管する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 企業活動に関するリスクを把握、検討した上で、企画部を主管としたリスク管理規程に従って対応する。
- イ. 業務全般のリスク管理は、リスク管理規程に基づき各部門ごとに行い、各執行役員のもとで体制整備を進める。
- ロ. リスク管理規程の実効をあらしめるため、内部統制委員会を設置しリスク管理の取り組みを横断的に統括する。本委員会の主管は、企画部とする。
- ハ. 不測の事態が顕在化した際には、代表取締役社長を対策本部長とする「緊急対策本部」を設置し統括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 執行役員制度を導入し、意思決定及び監督機能を担う取締役と、業務執行機能を担う執行役員と機能を分離する。
- 執行役員は、取締役の兼務または使用人の昇格により選任する。執行役員は、取締役会に対し、その業務の執行状況を適時適切に報告する。
- 経営方針に基づき、ITの統制も含めた中期経営計画及び年度利益計画（総合予算）を策定し、その実現を目標に企業活動を行う。
- これらの経営方針に基づき、取締役は、意思決定及び職務執行の監督を行う。執行役員は、効率的な業務執行体制を構築し、実行する。執行役員及び使用人の効率的な職務の執行を確保するため、取締役会、経営会議及び各部門ごとの会議等で進捗状況の確認や課題への対応等の検討をはかるとともに、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁申請規程に基づく業務執行を周知徹底させ、必要に応じて更なる整備を進める。
- イ. 経営方針に基づき、3年間の中期経営計画を策定し、毎年ローリングを行う。
- ロ. 中期経営計画に基づき、各事業年度ごとに年度利益計画（総合予算）を策定し、この目標実現のために企業活動を行う。
- ハ. 取締役会は、定例で月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督と確認を行う機関と位置付けている。
- ニ. 取締役会で審議する経営重要事項については、決定に至る経過の透明性を高めるため、取締役・監査役・執行役員・幹部社員が出席する経営会議を開催し検討するとともに、これらの会議では事業環境の分析、利益計画の進捗状況の確認等、情報の共有化をはかる。
- ホ. 各部門での事業環境の分析、利益計画の進捗状況の確認等、情報の共有をはかるための検討会議を必要に応じて開催する。
- ヘ. 経営方針、経営計画に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁申請規程に基づく運営を周知徹底させる。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役・使用人が企業活動に関連する法令及び定款を遵守して職務を遂行するため、総務部を主管としたコンプライアンス規程に従って対応する。

イ. コンプライアンス規程の実効をあらしめるために、当社の取締役及び使用人に企業行動憲章違反または法令違反の疑義がある不正行為等発見した場合は、社内通報規程に基づき、企業倫理相談窓口を通じて取締役会等に報告する体制とする。通報等の行為を理由として通報者に対する不利益な取り扱いを行わない。

ロ. 内部統制委員会を設置しコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。本委員会の主管は、企画部とする。

ハ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わらない旨を、当社の内部統制の基本方針や経営統制環境について体系的にまとめ策定した内部統制システム文書の中（行動憲章）で定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底するとともに、事態発生の場合は、警察や法律家等の支援を得て組織的に毅然とした態度で対応する。

⑥ 次に掲げる体制及び企業集団における業務の適正を確保するための体制

i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

iii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

iv) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の業務適正の確保をはかるため、上記（i）から（iv）の決議事項についてグループ会社に適用するものとし、子会社も同様な体制について検討し整備を進める。

また、子会社との情報交換、人事交流の連携を強化し、グループ全体の体制整備をはかる。

イ. 総務部を主管に子会社の体制整備を支援する。

ロ. 子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の日中両国の法令に対応した体制整備をはかる。

ハ. 子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の業務執行に係る報告及びリスク管理は、断熱材事業担当執行役員が行い、取締役に対し、その業務執行状況を適時適切に報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務補助は監査室の社員が行い、指示案件の執行に関しては、監査役の指揮命令系統の下に置く。また、監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室の社員は、その命令に関して、取締役の命令を受けない。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- イ. 取締役・使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部統制委員会の進捗状況をすみやかに報告する。
- ロ. 監査役は、取締役会、経営会議のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために必要な会議に出席するとともに、決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求めることが出来る。
- ハ. 社内通報規定に基づき、通報等の行為を理由として通報者に対する不利益な取り扱いをしない。
- ⑩ 監査役及び監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役及び監査役会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づき費用の前払い等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用または債務を負担する。
- ⑪ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会と代表取締役との間に定期的な意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年11月13日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

当事業年度の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を17回開催し、法令及び定款に定める事項、経営に関する重要事項について迅速かつ適切な意思決定を行いました。執行役員制度を導入し、意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、意思決定の充実・迅速化、監督機能の一層の強化を図りました。また、毎週開催する経営会議や各部門ごとの会議等で進捗や課題の確認を行い、業務執行の監視・監督をいたしました。

② 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会を14回開催するとともに、取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要会議への出席と決裁書等の重要書類を閲覧することによって、法令及び定款等の遵守状況について監査いたしました。

③ 内部監査の実施

当事業年度において内部統制委員会を12回開催し、状況を監視いたしました。監査室は、年度監査計画に基づき、書類の閲覧及び実地調査を行い、内部統制評価を実施いたしました。

④ リスク管理体制

当事業年度において部門ごとに想定されるリスク項目の見直しを実施いたしました。リスク管理規程に基づき、リスクを進んで明らかにするとともに、リスクへの対応措置を講じるように努めました。リスク管理の状況を内部統制委員会において報告し、リスク管理体制の維持及び向上を図りました。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）の概要

I. 当社企業価値の源泉

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、現在、テストメディアの開発・製造・販売を行うインダストリアルソリューション事業（旧「プロダクトインスペクション事業」、旧々「テストメディア事業」をいい、以下、単に「インダストリアルソリューション事業」といいます。）、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスク等の販売並びに産業用及びＡＶ機器用ドライブの開発・製造・販売を行うアーカイブ事業、耐火材料の製造・販売を行う断熱材事業等を営んでおりますが、当社設立以来、インダストリアルソリューション事業を基幹事業としております。このインダストリアルソリューション事業は、当社設立以来、30年以上にわたり当社の発展を支えてきた当社の主幹事業であり、中核技術を担うものです。当社事業が多角的に展開できてまいりましたのもこの主幹事業の存在と中核技術の発展があつてこそのものであります。

このインダストリアルソリューション事業は、ＰＣ用ドライブ等のＰＣ関連機器、オーディオ用のＣＤ・ＭＤ・ＤＶＤプレーヤ等のＡＶ機器の調整や国際的な互換性を維持することを目的として、品質規格の規準となるディスク等を開発・製造し、供給する事業ですが、当社が提供します製品やサービスの品質に対する信頼は、当社が特定の事業者に傾倒したり妥協したりしない、中立・公正な「規準」を提供してきたことに存在価値を認められてきたことに由来します。

そのため、インダストリアルソリューション事業にとって、その中立性・公正性の確保は絶対的に要請される事項であり、当社は、これまで、その中立性・公正性に対する信頼感を高め、確保することで、当社のプレゼンスを確立してきました。

また、インダストリアルソリューション事業における研究開発により培われた技術は、現在の当社の成長セクターであるアーカイブ事業の期間となっており、当社はインダストリアルソリューション事業を基盤に、安定的に収益を上げ、各種事業を発展・拡大させてきたといえます。

したがって、当社の企業価値の源泉が、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにあることは、疑いようがありません。

当社は、当社の企業価値の源泉がこれらにあることを肝に銘じ、今後とも、インダストリアルソリューション事業を基盤に、その源泉を活かして、周辺事業を発展させ、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

II. 当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上で述べた通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感と、そこから確立されたプレゼンスにあります。

当社は、この企業価値の源泉を枯らすことなく、当社事業を継続的に維持・発展させ、また多角化を行い、もって、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上すべく、各種の取組みを行ってまいります。

具体的には、創業以来の当社のスタンスである、他の企業グループ・メーカーからの独立性を維持し、特定のメディア規格にのみ偏向・傾注せず、すべてのメディア規格に対してテストメディアを公平に開発・製造し、供給することにより、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感をより一層厚くし、主幹事業であるインダストリアルソリューション事業を基盤に、

当社のプレゼンスを今後とも確固たるものにしてまいります。

当社は、記録メディアの多様化及びネット配信の進展と光ディスク事業の成熟化が進んでいることに鑑み、平成24年5月15日付で「経営再建計画（ALM2012）」の策定を公表し、この計画に基づき、インダストリアルソリューション事業を含む当社のディスク事業の在り方を再検討し、需要の発掘による売上の拡大を志向するとともに、会社組織を最適化する等といった施策を講じることで、当社の事業基盤をより強固にするよう、努力してまいりました。その結果、インダストリアルソリューション事業に係る自動車向け需要は堅調に推移し、また、アーカイブ事業の立ち上げや阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の断熱材事業の売上の拡大等を通じた業容の多様化も着実に進捗するなど、一定の成果は得られつつあります。

また、平成26年度は、平成26年4月30日付「再成長計画（ReGrowth2014）」の実施について」の策定を公表し、経営の安定化や平成26年度における連結営業利益の黒字化を図ってまいりましたところ、平成27年3月31日付でクリエイティブメディア事業の音楽映像市場からの事業撤退を決定しつつも、再成長計画（ReGrowth2014）の平成26年度目標である連結営業利益の黒字転換を達成することができました。

続いて、平成27年度は、平成27年4月30日付「再成長計画（ReGrowth2015）」の実施について」の策定を公表し、経営体制の強化を図ってまいりましたところ、平成27年度における連結営業利益も黒字となり、黒字体質への転換が達成され、平成27年度における連結営業利益の計画値の176百万円に対し、達成した営業利益は177百万円と100.7%の達成結果となりました。

こうした状況を受け、当社は、経営体制の強化を図り、新成長ドライバーを確立するという方針を堅持しつつ、各事業計画の進捗を再評価し、修正するとともに新たな収益事業の早期育成を目指し、事業構造改革をより進めることによって、当社の企業価値をさらに向上させるべく、平成28年5月13日付で再成長計画（ReGrowth2016）の策定を公表いたしました。平成28年度は、今後成長が見込まれるアーカイブ事業、断熱材事業への積極的な投資による売上げを拡大し、インダストリアルソリューション事業は、事業領域を拡大し、事業展開することにより、会社の再成長を加速させ、ひいては、当社の企業価値の確保・向上を実現するべく、邁進していく所存です。

さらに、当社は、平成28年6月24日開催の第36期定時株主総会において独立役員¹である社外取締役2名を選任し、これまで同様、監査役3名全員を社外監査役²とし独立役員³として届出を行うことや、IR活動の強化を引き続き行っていくこと等により、引き続き、当社内部の経営の健全性の確保と透明性の向上に努めてまいります。その上で、これらの取組みを通じて強固となる事業基盤を活かし、当社の業容の多様化を推進し、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方のご期待に応えることで、この方面からも当社に対する信頼感を確固たるものにし、当社のプレゼンスをより一層高めてまいり所存です。

Ⅲ. 本基本方針について

1. 基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資する

ものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述のとおり、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、これまで当社が築いてきた中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明かです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様に出該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせることとなり、結果的に、出該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、平成28年6月24日開催の第36期定時株主総会において、株主の皆様の過半数のご承認をいただき、本基本方針の継続を決定いたしました。

2. 目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3. スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等⁴と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保障し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次の通りです。

【事前遵守ルール】

- ① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が発行者である株券等⁵について、行為者及び行為者グループ⁶の株券等保有割合⁷が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または(ii)当社が発行する株券等⁸について、公開買付け⁹に係る株券等の株券等所有割合¹⁰及び行為者の特別関係者¹¹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- ② 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
 - ・行為者及び行為者グループの概要
 - ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える影響とその内容
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容

- ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報

(なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知(以下「情報受領通知」といいます。)します。)

- ③ 特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

特別委員会の評価期間(行為者が情報受領通知を受領した日から起算)

買収の対価が現金(円貨)の場合 最大で60日以内

その他の場合 原則として90日以内

(ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。)

【評価基準】

- ① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- ② 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
 - (a) 強圧的買収類型
いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収 等
 - (b) 機会損失的買収類型
 - (c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
 - (d) その他、上記各類型に準じる買収類型

(2) 発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします。

特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3) 廃止

本基本方針は、導入後、毎年、定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様が本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

(4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、併せて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するかどうかについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行業者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほか各委員も有することとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行業者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年、定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本基本方針の継続の

条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の任期を1年と定めており解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限りです。）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記3.(1)【事前遵守ルール】②及び③ならびに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様と与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることになります。行為者

以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権 1 個につき行使金額 1 円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株式等¹²と引換えに取得することができると定められた場合において、当社が当該取得の手続きを採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。）し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとして判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

6. 本基本方針の詳細

本基本方針の詳細については、当社ウェブサイト (<http://www.almedio.co.jp/>) の平成28年（2016年）5月13日付 I R ニュース「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（経営再建計画への取組みと買収防衛策）の継続についてのお知らせ」に掲載されておりますのでそちらをご参照下さい。

-
- 1 株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役または社外監査役を意味します。
 - 2 会社法第2条第16号に規定されます。
 - 3 前掲注1参照。
 - 4 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。
 - 5 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
 - 6 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
 - 7 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
 - 9 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
 - 10 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
 - 11 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。
 - 12 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社である阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b デリバティブ

時価法

c たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、製品、仕掛品、原材料 先入先出法（ただし、個別受注品は個別法）

貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法により、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～28年
機械装置及び運搬具	2～9年
その他（工具器具及び備品）	2～10年

b 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）	社内における利用可能期間に基づく定額法
その他	定額法

③ 重要な引当金の計上基準

a 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担分を計上しております。

c 売上値引引当金

商品の販売において、将来発生する可能性があると思込まれる売上値引等に備えるため、その見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

金利スワップ

借入金の支払利息

c ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引取扱規程に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

d ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

b 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	209,069千円
建物及び構築物	365,135
計	574,205

② 担保に係る債務

短期借入金	41,996千円
1年内返済予定の長期借入金	143,316
長期借入金	145,000
計	330,312

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 366,738千円

(3) 受取手形裏書譲渡高 70,185千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,702,316株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月24日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	22,258	2.50	平成28年3月31日	平成28年6月27日
計		22,258			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成29年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

a 配当金の総額	23,533千円
b 1株当たり配当額	2.50円
c 基準日	平成29年3月31日
d 効力発生日	平成29年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	286,500株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されていますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

短期借入金の使途は運転資金であります。

長期借入金の使途は運転資金であります。長期借入金の一部については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の実行及び管理は、経理部で行っております。また、契約の締結等は社内規定に基づき行っております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,298,653	1,298,653	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	644,904	644,904	—
(3) 投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	2,451	2,451	—
(4) 買 掛 金	(182,366)	(182,366)	—
(5) 短 期 借 入 金	(209,636)	(209,636)	—
(6) 長 期 借 入 金	(336,276)	(336,264)	△11

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- ・(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については以下のとおりです。

その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	2,451	1,623	827
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小 計	2,451	1,623	827
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
計		2,451	1,623	827

- ・(4)買掛金、並びに(5)短期借入金（１年内返済予定長期借入金除く）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ・(6)長期借入金

１年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めております。

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象となっているため、借入金と当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- ・(7)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
現金及び預金	1,298,653	－	－	－
受取手形及び売掛金	644,904	－	－	－
合 計	1,943,557	－	－	－

(注3) 金銭債務の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	209,636	－	－	－	－	－
長期借入金	191,276	60,000	60,000	25,000	－	－
合 計	400,912	60,000	60,000	25,000	－	－

7. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額

286円12銭

１株当たり当期純利益金額

6円60銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、製品、仕掛品、原材料 先入先出法（ただし、個別受注品は個別法）

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～28年

機械装置 2～9年

工具器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分） 社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法

その他 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を用いた簡便法を適用しております。

④ 売上値引引当金

商品の販売において、将来発生する可能性があると思込まれる売上値引等に備えるため、その見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の支払利息

③ ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引取扱規程に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間 5年間の定額法により償却しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	209,069千円
建物	365,135
計	<u>574,205</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	41,996千円
1年内返済予定の長期借入金	143,316
長期借入金	<u>145,000</u>
計	<u>330,312</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 236,331千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

子会社 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司

65,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	26,302千円
金銭債務	2,408

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	170,785千円
仕入高	35,786
営業取引以外の取引による取引高	33,733

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	288,937株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,348千円
退職給付引当金	29,321
繰越欠損金	827,157
減損損失	1,852
その他	21,096
繰延税金資産小計	885,776
評価性引当額	△885,776
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	—
繰延税金資産純額	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

(単位：千円)

属 性	名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	阿 爾 賽 (蘇 州) 無 機 材 料 有 限 公 司	(所有) 直接 100%	役員の兼任4名	ロイヤリティ の受取 (※1)	33,733	そ の 他 (流動資産)	7,207
				債務保証 (※2)	65,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 ロイヤリティについては、売上高に一定の料率を乗じて決定しております。

※2 債務保証は阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の金融機関からの借入に対するものであります。なお、保証料は徴収しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

241円44銭

1株当たり当期純損失金額

1円97銭